



平成 19 年 6 月 18 日

各 位

上場会社名 日本精密株式会社
(JASDAQ コード番号 : 7771)
代表者名 代表取締役社長 宮田 治
問合わせ先 取締役 田崎 政己
TEL (048)225-5311

訴訟の提起に関するお知らせ

今般、平成 19 年 6 月 11 日付けで当社は東京地方裁判所において訴訟の提起を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 当該訴訟の提起があった裁判所及び年月日

東京地方裁判所 平成 19 年 6 月 11 日
(訴状未達)

2. 当該訴訟を提起した者

- (1) 商 号 : 株式会社エムアンドエフシー
- (2) 本店所在地 : 大韓民国ソウル市麻浦区西橋洞 376-11
- (3) 代 表 者 : 代表取締役 趙 成禹

3. 当該訴訟の内容

(1) 主意的請求として

株式会社エムアンドエフシーは、当社に対し、金 2 億円並びにこれに対する平成 19 年 3 月 23 日から同年 5 月 1 日まで年 1%及び平成 19 年 5 月 2 日から支払い済みまで年 14%の割合による金員の支払いを求める。

(2) 予備的請求として

株式会社エムアンドエフシーは、当社に対し、金 2 億円及びこれに対する平成 19 年 3 月 24 日から支払い済みまで年 5%の割合による金員の支払いを求める。

(3) 訴訟費用は当社の負担とする。

4. 訴訟の原因及び提起に至った経緯

(1) 主意的請求について

当社は、平成 19 年 3 月 20 日付の金銭消費貸借契約書において、株式会社エムア

ンドエフシー社から当社借入金返済を目的として金 2 億円を、返済期日を平成 19 年 9 月 22 日として借り入れております。「同契約書第 11 条（期限の利益の喪失）

（ 2 ） 前各号のほか甲の債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき」を理由として、期限前返済の訴えがなされたものである。

（ 2 ） 予備的請求について

当社と株式会社エムアンドエフシー間で、貸金と一体となる M&A の合意があったこと、支配権を確立できる約束があったこと、資金支出を管理して企業価値を保全する約束があったことなどに対して、これらに違反した行為（不当な因縁をつけ M&A を反故にしようとしていることや、株式会社宝屋の買収のため金 1 億円を同社に支出したが、同資金の支出については内密に行った財務毀損行為である等）が不法行為に該当するとして、金 2 億円の損害賠償及び平成 19 年 3 月 24 日から支払済みまで年 5%の割合による遅延損害金を求める訴えがなされたものである。

5 . 今後の見通し

当社には、本件に関し、期限の利益を喪失するような理由はなく、さらに当社と株式会社エムアンドエフシー間には、株式会社エムアンドエフシーが主張するような「約束」や「合意」はなく、したがって「不法行為」に該当する事実は何ら存在いたしません。当社は、今後、裁判で当社の正当性を主張してまいります。

また、本件による当社業績への影響はないと認識しております。影響がでることとなった場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上